

三井合名会社成立の諸前提

—日本金融独占資本成立史への1アプローチ—

松 元 宏

1. 問題の所在

最近、財閥研究が盛んになってきたと言われる。盛んになってきた原因には、つぎのような2つの現代的な課題ないしは問題意識の登場があると思う。1つは日本帝国主義の史的究明において、その物的基礎の追求を目指して戦前期金融独占資本の中核であった財閥分析が改めて要請されてきたこと、もう1つは、「資本主義的競争秩序」を維持すべく提案された独禁法改正にすら反対する日本独占資本の特有の体質、この特質を解体前の財閥にさかのぼって歴史的に究明すること、である。

本稿ではこのような問題意識を前提に、財閥が何時どのような特質を備えて金融独占資本として成立するのか、という点をめぐって若干の整理をおこなうつもりである。ここで取上げる対象は、日本最大の財閥であった三井である。三井がその本社部門(Central Office)を持株会社三井合名会社に改組したのは日露戦後の1909年のことであり、通常この事実が財閥コンツェルン成立のメルクマールとされている。ところが、その財閥コンツェルンを金融独占資本の成立として捉えるとなると見解は必ずしも一致しない。柴垣和夫氏はその著書において、「……財閥におけるコンツェルン形態の採用が、じつに帝国主義段階への移行期におけるかれらの多角経営の実体の変質—金融資本的なそれへの変質—を、それにふさわしい形態において追認し、かつその変質を促進するものとして実現されたものである、ということを確認しておかなければならぬ(傍点引用者)」¹⁾と述べ、「金融資本的変質」について、「それぞれの事業分野にその個別の特殊性を根拠として専門化し分化したものとしての多角化から、その多角化した諸事業(企業)が相互に資本的・金融的関連を有するところのひとつの共通する実体、つまり金融資本的実体に収斂したものとしての多角化への変化」²⁾と説明している。柴垣氏は明らかに一般的金融資本の成立をここに見出しているのである。柴垣氏の見解

に批判的な加藤幸三郎氏は最近の論文において、「……政商資本としての三井が、明治九年七月創立の三井銀行・三井物産(共に私盟会社)という前期的商業資本から『近代的』商業資本に転化し、おくれて明治二十五年六月創設の三井鉱山という近代的な鉱業資本を中心として、大略明治三十年代の日本資本主義確立過程を通じて、綿糸紡績業・製糸業を中心とする産業資本(ならびに国家資本)との対応の中で、自己を転化させて三者の結合・補完を通じて財閥資本を形成し、ひとまず明治四十二年十月の三井合名創立で、その成立をみたといつてよいであろう」³⁾と述べている。加藤氏は、「財閥資本」という日本固有の独占体の成立として捉えようとしているのである。財閥分析の先達者である両氏の見解は別にこの点にのみ限られないが、与えられた紙面の都合上紹介するゆとりはない。部分的であることを承知のうえで論評すれば、私は財閥が固有の独占体に転化すると考える加藤説に賛成しながらも、加藤氏の見解が十分な実証的論拠に立っていないと考えている。その要点は、財閥資本が「近代的な鉱業資本を中心」に、括弧つきであれ近代的商業資本と同じく銀行資本この3者の結合形態で独占を形成するという点である。私はむしろ前近代的な財閥(初期独占、加藤氏のいう政商か)がその性格を打刻されたままどのような構造で近代的独占へ転化するか、を念頭においているのである。私はその過程を日本金融独占資本の成立と考え、その特質を決定づける条件は、日清戦後日本資本主義確立過程との相互連関で編成される財閥の蓄積基盤ならびに蓄積方式にあるとみている。以下、三井合名会社成立に至る諸特徴を提示することで私自身の問題提起の一端としたい。なお、私は柴垣氏の見解と異なり国家ないし国家資本と財閥との構造的連繋を不可欠の条件と考えているが、ここではさしあたり財閥の動向に焦点をあてる⁴⁾。

3) 加藤幸三郎「財閥資本」(大石嘉一郎編『日本産業革命の研究上』東京大学出版会 1975年所収) 284ページ。

4) 本稿と関連する拙稿「三井合名会社の発展と資本構造」(『三井文庫論叢』第5号、1971年)および同

1) 柴垣和夫『日本金融資本分析』(東京大学出版会 1965年)216ページ。

2) 同上 215ページ。

2. 三井家憲の制定

1900(明治 33)年 7 月 1 日、三井家長年の懸案であった三井家憲⁵⁾が制定施行された。著名な法学者穂積陳重を主たる起草者として作成されたこの三井家憲は、井上馨・都筑馨六らの立会の下で三井 11 家からなる同族の当主全員の署名宣誓による契約によって、この時から三井家全体を律する私的憲法となつたのである。三井家憲は、三井家憲施行法・共同財産ニ関スル規則・財産分与規則・分家規則など細かに規定された附属関連規則と合わせて、以後第二次大戦後の財閥解体に至るまで⁶⁾明治・大正・昭和の 3 代にわたって、三井家の同族結合ならびに共有財産を維持する支柱として機能したといつてよい。

三井家憲はまず三井同族集団の範囲を歴史的に確定されてきた三井 11 家の当主および家督相続人に限り⁷⁾、さらに 11 家につき総領家・本家・連家の家格と、同族の席次とを決め、同族集団内部を厳然たる身分制ヒエラルヒーで秩序だてた。そして、これらの同族が政治へ関係すること、負債および債務の保証をなすこと等を禁じ、また同族会の許可なく商工業へ投資・従事すること、三井家事業以外の経営へ参加すること、官公務職へ就任すること等を禁止した。そのうえ、同族間の如何なる紛争も裁判所に出訴することなく、同族内部の私的な仲裁で決着をつけることを決めた。一方で、同族が三井家事業へ従事すること、さらに三井家事業にたいする定期的な視察・検査をおこなうこと、同族子女に公的教育をほどこすことなどを義務づけた。このような同族の身分・義務については、婚姻・養子縁組・分家・後見人・禁治産・相続等に至るまで綿密な規定がなされ、違背者には厳しい経済的制裁を課することが決められ、同族の個人的自由はこの家憲の枠内に封じ込まれることになった。

つぎに重要な契約は財産に関する規定であった。同族の財産は「営業資産」・「共同財産」・「家産」の三種に分けられ、それぞれに規定が設けられた。「営業資産」が三井家事業に投資されている資金で、「共同財産」は主

「日本帝国主義成立期における財閥資本の形成」(『歴史学研究』1973 年度大会報告別冊)を参考されることを希う。

5) 全 10 章 108 条からなる。『三井事業史資料篇三』(財団法人三井文庫、1974 年)所収。

6) 1946 年 7 月 16 日三井家同族会において、「三井家憲ヲ廢止シ三井家同族会ヲ解散シテ同族 11 家ノ結合ヲ解体スルコト」を決議している。

7) 1898 年 7 月施行の民法で長子相続制が保証されたこととかかわる。

に同族各家の冠婚葬祭・分家・災害等不時の支出に備える予備積立金であり、「家産」はいちおう同族各家の自由処分にまかされた各家の財産であった。そして、この「営業資産」と「共同財産」との 2 種分が三井家同族の共有財産として三井家同族会の管理下で運用されることが規定されたのである。運用によって得られる年々の剰余金の配分も細かに規定され、重役賞与金・共通事務経費・営業準備金・各種積立金・同族各家歳費等が支出された。同族各家が家計費として実際に受領する歳費にしても、予算・決算書の作成を義務づけられ、各家執事の厳密な監督の下で支出されるほどで、同族は財産あるいは蓄積資金を処分する個人的自由を大幅に制約されていた。「家産」を除く共有財産の持分は、総領家 23 パーセント、本家 11.5 パーセント(5 本家で 57.5 パーセント)、連家 3.9 パーセント(5 連家で 19.5 パーセント)と規定され、歳費その他の同族分配金はこの持分比に応じて配分され、同族間の家格差は経済的にも裏づけられることになった。

このように同族各自の生活や行動と共有財産の管理とを同族の個人意思にゆだねず同族集団の「共同意思」という形で一体的に機関化することによって、三井家とその資産の永遠の存続が企図されたのである⁸⁾。すでに設立されていた三井家同族会(同族会議と同族会事務局との総称)と三井家事業の重役たちで構成されてきた重役会(三井商店理事会から三井営業店重役会と改称)とが改めて三井家憲のなかで規定され、上述の目的を達成するための中核機関として強化されることになった。同族集団の「共同意思」を決定する場が同族会議であり、その決定は同族会事務局で執行された。三井家同族会は三井家の最高意思決定機関であり、同時に三井の事業本部であった。重役会では、三井家事業の具体的問題について各営業店を代表する重役同士の合議がおこなわれ、それは同族会の事業本部としての機能を補完する役割を担った。

三井家は 1890 年代の三井家事業の発展(主に銀行・物産・鉱山の各直轄事業)を基礎に、商法施行に対応して直轄事業の合名会社への改組をおこなってきたが、民法施行に対応する合名会社出資持分の完全共有形態への改定⁹⁾を経て、三井家憲の制定施行によって、同族 11 家が三井家事業資産を集中・共有する体制を発足させたの

8) この同族集団の構成を一種の擬似天皇制とする見方がある(福島正夫『日本資本主義と「家」制度』東京大学出版会 1967 年)。

9) 1898 年 11 月、直轄事業 4 合名会社への社員出資を同族 11 家全員の共有とした。

であった。だが、同時にその集中・共有体制は、合名会社組織とした事業のいっそうの発展と蓄積基盤の拡大・多角化によって新たな矛盾を生ずることになった。

3. 三井家事業の発展

1900年7月に発足した三井家憲体制は、同族集団の結合を強固にし、三井家財産を同族の家産と事業資産とに完全分離し事業資産を同族の共有財産として集中することを明確にした。だが一方で、それは現状維持に適合した体制であり、日清戦後における三井家事業の飛躍的発展とそれともたらす事業資産の著増は、恐らく三井首脳が予測しなかった事態であったに違いない。したがって、三井家憲の制定を1890年代來の三井家諸改革の総仕上げとのみ捉えるのではなく、1900年代における三井財閥転換過程の出発点としても考えることが必要である。

ここで各事業の発展を詳しく述べるつもりはない。さしあたり事業の発展過程の特徴を指摘するにとどめよう。三井銀行・三井物産・三井鉱山の3合名会社が三井家の3大事業に発展したのは日清戦後のことであった。三井銀行は不良貸付や固定貸金の整理を中心に経営改善をおこない最大の都市銀行として預金・貸金量を増大させていった¹⁰⁾。1900~01年頃を境に日銀貸出を不要とするほど資金量が豊富になっていた。だが、預金の増加は一方で取付けの危険を増すものとして、預金の定期化が促進され、運用の面では不動産所有・株式投資など資金固定ができるだけ避けて手形形式による貸付など短期運用がおこなわれるようになった。三井銀行のいわゆる「商業銀行」化とはこのことであり、けっして商業金融が増えたわけではなかった。たとえば1905年11月の支店長会で池田成彬営業部長は「現今会社ト云フロハ、東京ニ在ル大キイ会社ノ取引ハ大抵出来タ積リデゴザイマシテ……商人ノ方モ多少ハ出来テ居リマシテ……」¹¹⁾と述べているように、産業金融が増えていたのである。株券整理についても、端株・不良株の処分はおこなっても、三井が経営権を握る鐘紡・王子製紙等の大量な持株や山陽鉄道・九州鉄道・日本鉄道・北海道炭礦鉄道等の鉄道株、また京仁・京釜鉄道や湖南汽船等の植民地投資株などは簡単に処分できる事情ではなかった。すなわち、三井銀行に代わるどこの機関でこれらの三井関係会社投資株あ

10) 三井銀行の発展をみると、1895年12月末と1905年12月末とを比較すると、総預金額は1,973万円から4,938万円に、総貸付・割引金額は1,644万円から3,523万円に増大している。

11) 「三井銀行支店長会速記録」

るいは三井財閥としての責任投資株を保有することが可能であるかが、同時に検討されなければならなかった。それは、三井家にとって「銀行が唯一の家業」であった時代が終わり、物産・鉱山などの発展による三井家事業の多角化の一環として三井銀行が三井財閥ないしは三井家事業の銀行部門に位置づけられていく過程であった。もちろん、銀行の営業が最大の都市銀行へと外延的に拡大するなかで、三井家事業との取引が占める比重も高まり、各事業の発展と銀行の発展とは相互補完をいっそう深めていった。1906年秋、当時の好況を背景に財閥本部機構の改組計画を直接的な契機として、三井銀行ではいったん合名会社を清算のうえその剩余資金を三井家へ返納し、三井家が金融業者(financier)となること、銀行の営業は新たに株式応募者をつゝり株式会社として再発足することが計画されていた¹²⁾。このことは日露戦後の三井銀行がすでに単なる「商業銀行」の枠をこえた金融資本的な銀行へ発展していたことを物語っている。

つぎに三井物産についてみれば、その飛躍的発展はいっそう著しかった¹³⁾。日露戦後の1900年代後半、三井物産一社の貿易取扱高は本邦貿易総額の20パーセントに達していた。幕末開港以来の不平等条約下で直貿易商としての三井物産の独占的地位は、この数値に何よりも表現されていると思う。主な取扱商品は、石炭・棉花・綿糸・生糸・砂糖・機械・鉄道用品等であったが、取扱品目は工場製品に限らず小生産者による種々の雑品(たとえば、麦桿真田・花蓮等)に及ぶまで拡大されていった。市場も国内・海外ともにこの時期に拡大している。いわゆる「総合」商社としての起点はこの段階にあると考える。

最も主要な商品であった石炭についてみると、日清戦後期を境に船舶燃料炭を中心とした取扱いから諸産業の動力用炭へと拡大している。需要の拡大と多用途化にともない、三井物産の取扱炭は三井鉱山炭から他社炭へ(量的拡大)、また三池炭から多種炭へ(質的拡大)と拡張されている。その拡張の手段は、三井物産による炭坑への前貸的投融資を条件とした排他的一手売買契約の締結であった。三井物産が手数料(commission)商売に徹していたからといってそれは生産者に売買の主導権があったわけではない。むしろ生産者が剩余を入手する以前に

12) 具体的に「金融業者トシテノ損益勘定」・「後継銀行設立ノ議」(井上交付書類第21冊)という案が作成されている。

13) 拙稿「日本資本主義確立期における三井物産会社の発展」(『三井文庫論叢』第7号1973年)に詳しい。

売買手数料が天引きされた点にその意味があった。こうして後進日本産業資本の脆弱性を前提とした流通独占が形成されていったのである。ところでこの過程における三井鉱山の役割も重要である。石炭業における巨大会社としての三井鉱山の存在は、三井物産が三井鉱山にくらべてより劣悪な生産条件にある中小炭坑と前貸的投融資・一手売買契約を結ぶ梃子になったといってよい。石炭商売の拡大にともない三井鉱山自体も生産の拠点を三池から筑豊へさらには北海道へと広げており、三井物産の流通独占と三井鉱山の生産の集中独占化とは、両者の有機的な連関のなかで促進されていった。さらに、前貸的投融資に要する多額の資金が三井銀行あるいは財閥本部(三井家同族会)からの融通で補われたように、三井全体の資金力が重要な役割をはたしていた。

三井物産が三井全体の資本力・資金力をバックに前貸的投融資によって一手売買権を獲得したのは石炭業に限らなかった。それは、強弱の差はありながらも紡績業・製糸業・糖業・製紙業・窯業など近代工業として興隆し始めた諸産業部門に及んだ。もちろん三井物産が産業資本を前貸的投融資によって掌握した側面だけではなく、一方で海外市場との媒介をはたすことで後進資本主義の落差を埋める生産の組織者的役割をもったが故に流通独占はいっそう貫徹することになったのである。三井物産は、この一手売買権を梃子に、生産プラント→動力用石炭→原料→製品と生産過程におけるすべての商品を手がけ、さらにその過程で関連会社の商品に外延的拡大をはかった。いわば、1会社の関係する全商品を系統的に追求する一方で、関連商品を組織的に広げていった。三井物産の「総合」商社への発展は、このような系統的組織的拡大の結果であり、無原則的にもたらされたものではなかった。

こうして「総合」商社の道をたどった三井物産は、日露戦後には年商2億円の巨大商社となり、三井物産の手形がロンドン市場で大量に取引されるまでになっていた¹⁴⁾。そしてこの拡大した信用を維持するために自己資金の充実が不可避の事態となり、資本金の大幅増額が焦眉の課題となっていた。

つぎに三井鉱山についてみよう。ディヴィーボンプの導入に成功したこの時期の三池炭礦は、三池払下げ代金の年賦金を年々返済しながら多額の起業費出資をおこない、そのうえでかなりの利益金をあげるほどの超優良炭

14) 三井物産会社が欧米における正式英文名を Mitsui & Company と登録していたように、三井財閥そのものの信用を基礎としていた。

坑であった。まさに三井のドル箱的な存在であり、三井の資本蓄積に大きく貢献していた。三井鉱山に代表される鉱山業投資が三井の主要な産業基盤となって定着したのはこの時期であったが、同時にそれは生産部門が三井の多角的事業体の一環に再編成される過程でもあった。すなわち、銀行の金融的支配と物産の流通独占とを梃子とする産業資本支配の方式に三井鉱山自体をも組み入れたということである。三井鉱山は直轄事業としての地位、蓄積の量的豊かさ等の点において三井関係産業投資のなかで群を抜いていたが、財閥の資本蓄積方式からみれば紡績業における鐘紡、製紙業における王子製紙、電気機器工業における芝浦製作所などと同列の配置となっていたのである。1900年代、三井鉱山は田川・山野等筑豊への進出をおこない、払下げ年賦金完済直後三池炭直積港として三池港の築港に着手し(総工費約400万円、1908年完成)多額の起業費(先行投資)を投下していた。

4. 蓄積資金の著増と蓄積機構の問題

三井家憲の制定後、三井家の機構は改組され、三井家の家政・事業にかかる事務・出納等は三井家同族会事務局すべて扱われることになり、同族会事務局が三井財閥の本部となった。三井家各営業店の利益金は一部の内部留保積立金を除き、すべて同族会事務局に上納され、そのうえで再分配される仕組となった。その上納金内訳は当初、社員配当金・重役賞与金・建築資金・恩給基金・共用費等であった。この内訳について若干説明しておこう。「社員配当金」は合名会社出資金にたいする配当で、同族11家の社員分を一括して上納していた。「重役賞与金」は同族以外の重役にたいする賞与金でこれも一括上納である。「建築資金」は1897年に着工し、1902年10月に完成した駿河町三井本館建築資金の分担金で

第1表 三大直轄事業の三井家同族会事務局への上納金推移

年度	三井銀行	三井物産	三井鉱山	合計
1900	591,802	294,732	327,975	1,214,509
1901	449,940	375,745	422,545	1,248,230
1902	444,520	507,637	395,185	1,347,342
1903	445,325	866,320	582,970	1,894,615
1904	539,347	1,385,483	619,666	2,544,496
1905	922,941	2,026,340	603,385	3,552,666
1906	1,242,980	2,171,430	1,310,207	4,724,617
1907	1,434,954	1,819,626	1,275,896	4,530,476
1908	1,437,455	902,290	1,113,400	3,453,145

注) 1. 井上交付書類第22冊より。

2. 円未満切捨て。

3. 三井家事業からの上納金は外に三井呉服店分があるが、全体の数パーセントにしかあたらない。

ある。「恩給基金」は三井家使用人(各営業店を含む)にたいする恩給積立金のプールである。「公用費」は三井家同族会経費にたいする分担金である。いずれにしろ上納金の多くは同族会事務局資金として集中管理され、別途に再配分されていた。同族会事務局発足後の1900年から三井合名会社設立まで、銀行・物産・鉱山の三大直轄事業から同族会へ上納された総金額は第1表にみるとある。社員にたいする「配当金」として上納された分のうち、実際に同族各家の歳費に充当された金額は約40パーセント位で、残りの60パーセントは各種準備金・積立金引当として同族会事務局にプールのうえ、管理・運用された。「重役賞与金」はいったんプールの後、重役の席次による配分比率にしたがって重役に支給された。この方法によれば、重役各人が自分の担当する事業の利益金からだけではなく、三井家事業全体の利益金総額に応じて賞与を受けることになり、三井家事業全体の発展をはかるためにはより合理的な支給方法であったと考えられる。

同族会事務局発足当初において、上納金のうち蓄積された資金は、「配当金」の残余だけで、その大部分が同族の「共同財産」としての各種積立金にあてられていた。家憲で規定された事業資金である「営業準備金」は、各営業店出資金を除けば数10万円にすぎず、当初その額は固定的で元本を期毎に積増すことは考えられていなかった。

ところが各営業店のめざましい発展にともなう資金需要の増大は、それに変更を迫ることになった。1902年上期から「特別営業準備金」が毎期各営業店から上納されることになったからである。

すなわち、各営業店の純益金をすべて同族会事務局へ上納させ、改めて全体の事業資金として運用することにしたのである。以後営業準備金は著増することになった。だが、同族会事務局の手元にプールされた資金はそれほど増えなかった。三井銀行の場合、積立金の減少が信用に影響するという理由で徴収免除となり、三井物産は自己資力増加を理由に、また三井鉱山は三池築港資金のために、それぞれ上納後ただちに交付金に振替えられたからである。もちろん、各営業店の剩余金を各店の自由に任せ、同族会事務局の直接管理下においていた点は重要であった。やがて同族会事務局の運用資金を充実させるため、1903年上期から「臨時営業準備金」の上納が開始されることになった。三井本館が完成し建築資金が必要になったため、純益金の10パーセントをそのまま引き継いだものであった。その結果、1903年以降同族会事

務局の「営業準備金」としての蓄積資金は著しく増加していく、同族会事務局は財閥本部として資金の集中・管理・運用を本格的に機能させることになった。以上のように3種に区別された営業準備金の蓄積と運用の状況をつぎの第2表でみておこう。1905年12月末現在の数値である。

第2表 三井家同族会事務局の事業資金蓄積
(1905年12月31日現在)

準備金の区分	運用の内訳	
(1) 営業準備金(家憲第72条による) 1,062,170円	絹糸紡績株式 現在金	440,620円 621,550円
(2) 特別営業準備金(1902年上期より) 3,862,430円	三井銀行への交付金 三井鉱山への交付金	300,000円 524,910円
(3) 臨時営業準備金(1903年上期より) 1,494,396円	三井物産への交付金 王子製紙への貸付金 王子製紙株式 品川毛織株式	2,450,000円 165,000円 501,500円 460,000円
(2)・(3)の利子 92,511円	芝浦製作所株式 京釜鉄道社債	129,963円 194,000円
小計 5,449,338円	現在金	723,965円

- 注) 1. 井上交付書類第16冊より。
2. 円未満切捨て。
3. (1)営業準備金の増加は、製糸所の処分・呉服店の分離等による出資金の回収を主としている。

以上のような同族会事務局における営業準備金=事業資金の著増と各営業店の発展にともなう事業資産の増大とは、事務局の統轄機構を改組させることになった。1902年4月の同族会事務局内での管理部設置がそれである。管理部の目的は「営業店ノ権務ニ参与シ、常ニ其整理ヲ図リ、事業ノ伸縮興廃及ヒ方針等業務全体ニ関スルコトヲ審議シ……」とされ、特別営業準備金の徴収が始まると、さらに「営業資産、特別営業準備金等ノ運用」が加えられた。この管理部の会長に三井三郎助が、専務理事には益田孝がなり、管理部会議には各営業店の社長(同族)と専務理事が参加した。統轄機構の権限関係からみれば、同族会一管理部会一営業店重役会の序列と考えられるが、管理部会と営業店重役会とは構成員・審議事項ともに重複しており、管理部の設置により重役会の存在意義は薄れたといってよい。管理部は発足後ただちに銀行・物産・鉱山・呉服店の4直轄事業にたいする視察調査をおこない、三井家事業の飛躍的発展に対応した事業の積極的整理・改廃に着手した。すでにのべてきたような3大直轄事業の発展にともなう対策も、この管理部でその方針を検討のうえ決定されたが、その他にも直営製糸所の処分問題、芝浦製作所の株式会社化問題、三井呉服店の分離問題など三井家事業の懸案が決着をつけられていった。管理部がこのように強力な統轄機関と

して機能したのは、著増する営業準備金の管理・運用を掌握していたからであり、巨額の蓄積資金を基礎として名実ともに財閥本部の実体が備わったのである。

1904年12月、三井家憲の重役会規定を削除のうえ三井営業店重役会が廃止され、翌05年1月から同族会管理部が抜本的に改組された。各営業店重役(理事)の合議機関であった営業店重役会の廃止は、同時に若干構成員が限定されながらも同様の機関であった管理部会の存続にもかかわり、従来管理部の中心的機能であった管理部会は新管理部の諮問会議的地位に斥けられ、会長の三郎助は管理部長に、理事の益田は同副部長に変わった。三井家事業の意思決定はすべて同族会議に統一され、新管理部は執行機関的機能に変わった。実際には、新管理部は同族会の権限委任を受けて専決執行を主とするようになり、これまでの合議を中心とした事業統轄体制は変更された。合議を要した事業上の問題があらかた片付いて事業体制が定着したこと、それに多様化した事業經營に機敏に対応する必要が生じたことなどがその理由であろう。何よりも三井家憲施行時にくらべて量・質ともに格段の発展を遂げた銀行・物産・鉱山の三大直轄事業、それらの事業間の有機的結合、三大事業を核とした新規事業への投融資、さらに増大する公債発行・植民地投資への対応など三井家事業の総合事業体への成長が、三井家をしていっそう強力な統轄機構の整備に邁進させたのであった。

同時期、同族会事務局の蓄積資金が著増し、その運用が単なる預金・有価証券保有から積極的な投融資に変わり、さらに三井銀行の場合にみるごとく事業整理の進行とともに特定の資産を同族会事務局へ回収する必要が生ずると、当然のことながら同族会事務局すなわち財閥本部を私盟の組合から何らかの法人組織へ合理化する必要に迫られることになった。すでに1903年6月管理部会で、益田専務理事発議による「同族会ヲ法人トナスノ件」が決定されている。それは、「……同族会ニ於テ土地家屋等ハ追々銀行ヨリ御買取ニナル御方針ナルカ、今日ハ却テ王子製紙会社、鐘淵紡績会社等ノ株券ヲ御買取リニナリテ、銀行ノ体面ヲ善クスルヲ急務トナリテ來マシタ、然ルニ法人デナケレバ名義等ニ於テ不便不利尠ナカラサル故、同族会ニ於テ能ク主義ヲ定メ、同局ヲ内事、資産ノ二部ニ分チ法人トシテハ如何云々……」¹⁵⁾という提案であった。この提案を受けて翌7月管理部会で「従来同族会ニ属シ及ヒ今後同族会ニ属スペキ営業資産事務

ヲ掌ルコト目的トシ」¹⁶⁾資産部を設置することが決定されている。しかし、この資産部は実現しなかったようである。法人化の問題に見通しが得られなかったからに違いない。したがって当面管理部を改組して強力な統轄機関とし、その法人化を引き続き準備していた。この時構想されていた法人化案はほぼ2案にしほられていた。1つは管理部を法人化して三井家事業の統轄会社とする案、もう1つは3大直轄事業を三井家同族会へ回収し、1合名会社を作り銀行部・物産部・鉱山部とする案であった。

1907年管理部長三井三郎助と同副部長益田孝とは、財閥本部の改組問題に最終的結論を得るために、欧米視察の旅に立った。相続税の創設など日露戦後の増税対策上からも猶予のならぬ段階であった。益田らの一行には、三井銀行から調査係長林健、三井物産から調査課長間島与喜の両名が随伴しており、欧米視察の目的がかなり具体的であったことを物語っている。益田孝は欧米先進諸国の金融資本家たちから何を学び取ったのであろうか。

5. 益田孝の欧米視察

1907年6月益田らの一行はウラジオストックからシベリア鉄道経由で訪欧の旅に上了。ペテルブルグ・ペルリンを経てイギリスに渡り、7月中滞在、8月フランス、ドイツ歴訪、9月渡米、ニューヨーク・サンフランシスコを経て11月に帰国している。この間に訪問した相手は、イギリスでロスチャイルド家、バークレー銀行、クラインウォルト社、ギブス社、ヒュース社、バース銀行等、フランスでロスチャイルド家、クレディリヨネ銀行等、ドイツでクルップ社、フランクフルト銀行、ハンブルグ銀行、ペルリン銀行等、アメリカでUSスチール社、クーンロープ社等であった。それぞれ、富豪・銀行頭取・会社社長・法律顧問らと会見し、質疑応答をおこなっている。この会見内容は、帰国後「欧米ニ於ケル旧家豪家維持ノ方法及銀行金融業ノ組織經營ニ關スル調査紀要」と題する「復命書」および附属の「諸名士トノ会見録」¹⁷⁾にまとめられており、その概略を窺うことができる。

まず、会見相手にたいする益田の質問を摘記して益田の改組問題にたいする考え方・構想をさぐってみよう。上記の報告書類から該当部分をそのまま順に追うことにする。

英國ロスチャイルド家 ロード・ロスチャイルドへの質問

15)・16) 「管理部会議録第式号」(『三井文庫論叢』第8号1974年所収)。

17) 前掲『三井事業史資料篇三』487~581ページ。

- ①三井家ガ二百年來銀行業ヲ因襲シテ以テ今日ニ至リ，鉱山・貿易業等ヲ兼営シツ、アルニ付イテハ，是等ノ管理方法ニ付キ貴國ニ拠ルベキノ良法アラザルカ
 ②世ノ進歩ニ伴ツテ業務ハ漸ク專業トシテ分離シ，又其ノ業務ノ責任ハ有限ニ更メラル、ノ傾向アリ，現今英國ノ情勢ハ如何
 ③三井家が經營スル業務即チ銀行，鉱山，貿易ノ三店ハ法律上余儀ナク独立ノ会社トシ，中央ニ同族会アリ，其内ニ管理部ヲ置キ，管理部員ハ三井十一家ノ主人即チ各営業部ノ社員ト各重役ヨリ成リ以テ三店ノ管理ニ任ジ，三店ハ無限責任トシ他ノ関係事業ハ有限責任トナセリ，此ノ組織ニ付イテ高案ヲ承リタシ

英國銀行家 ロード・アウブリーへの質問

- ④貴説最モ敬承セリ，営業店ヲ有限責任トスルハ貴説ノ如クナラザルベカラザルコト又疑ヲ容レズ，唯同族会ノ資産管理ヲ主トスル法人ヲモ尚何ノ恐ル、所アリテ有限責任ト為スヲ要スルカ
 ⑤然ルニ三井家ノ営業組織ヲ有限責任トナスニ付キテモ茲ニ一ノ難問題アリ，即チ三井家ノ名義ヲ如何ニスペキカノ問題是レナリ……商業關係ノ狭隘ナル日本ニ於テハ三井ノ名ヲ冠スル以上，其ノ会社ノ倒産ニ臨ンデ組織ノ有限責任ナルヲ名トシ三井家ガ之ヲ傍観シ去ルコトヲ許サザルノ事情アリ，是レ小生ノ大ニ当惑セル所ナリ

仏国ロスチャイルド家理事 アロンへの質問

- ⑥小生ハ先づロスチャイルド家ノ営業ノ概況ヲ知ラント欲スルノ希望ヲ述べ，小生ガ代表セル三井家ハ日本ニ於ケルロスチャイルド家トモ称セラルベキ家柄ナレバ，幸ヒ貴家ノ事情ヲ承ルヲ得バ三井家ニ資スペキモノ必ズ多カランコトヲ信ジ，敢テ此ノ希望ヲ述ブル所以ナリト真意ヲ致シ

- ⑦小生ハ重ネテ問フ，貴家ニシテ此ノ如ク社会党ノ攻撃ヲ受ケラルヘニ於テハ，必ズヤ一般人民ノ感情ヲ融和スルタメ厚ク慈善事業ヲ営マルモノアラン

仏国前工部卿 ギューヨーへの質問

- ⑧各三井家ノ長子ハ商業上ニ長所ヲ有スルト否トニ拘ハラズ必ズ家ヲ相続スルト同時ニ組合員ノ一人トナラザルヲ得ズシテ，往々其人ノ長所ト業務ト相副ハザルノ恨アリ，是ヲ以テ三井家ノ家情ニ適スルノ営業組織ヲ得シコトヲ専ラ苦心シツ、アリ

独国ハンブルグ銀行頭取 マックス・ウォルブルグへの質問

- ⑨貴行ニ於テハ總テノ「インダストリー」ニ対シテ資

金ノ貸付ヲセラル、如シ，然レバ財務家，金融家トシテ如何ニ注意ヲ払ハル、トモ，時ニ或ハ抵当タル工場若クハ抵当タル動産ヲ引取りテ自ニ貸金ノ償却ヲ為サザルベカラザルコトアラン，……財務家トシテハ最モ忌ム所ノ抵当物所有ヲ一時余儀ナクセラル、コトアラン，斯ル場合ニ貴行ニ於テハ之ヲ引取りテ所持セラル、コトアリヤ

⑩貴家ノ如キ著名ノ豪家が社會ノ貧民ヲ救恤シ，所謂貧富ノ關係ヲ円滑ニ処スルノ方法ニ付イテハ如何ナル考案ヲ回クラサレツ、アリヤ

⑪今回日本政府ハ非常ナル所得税改正案ヲ議会ニ提出セントス，比ノ改正案ニ依ルトキハ，「プライヴェート・マーチャント」ハ所得税ヲ遁レンガタメニ利益ヲ隠匿スルモノト看做サレ，驚クベキ重税ヲ課セラレントス，……是レ政府ノ意合名会社ヲ駆リテ株式会社ト為サントスルモノニ外ナラズト述ベタル

独国ベルリン銀行頭取 ロッド・ウイッテ・デルプロッヒへの質問

⑫獨リ我ガ銀行ニ至リテハ預金者多ク，資金モ小口多ケルバ危険ナルヲ感ジ，實ハ其ノ預金ヲ減ジ資金ヲ成ルベク確実ナル大口ニ用キ，寧ロ「ファイナンシー」タラント欲スルノ考ナリ，然レトモ從来ノ「グードウキルト」ノ利益ヲ捨ツルモ甚ダ惜ムベキニ由リ，貴説ノ如ク有限責任トシテ其ノ本務ニ勤メシムルモ亦一策ナラン，唯奈何セン銀行ニ依然三井ノ名ヲ冠スルノ必要アレドモ，是レ我社員ノ最モ忌メル所ナリトテ徳義上ノ責任談ヲナセシ

独国クルップ社取締役 エキシユースへの質問

⑬貴家ハ近年組織ヲ改メラレタリト聞ケリ，顧クバ三井家ノタメニ貴家組織ノ如何ヲ高教ヲ仰ガニ，又貴家ニハ，未ダ曾テ職工ノ同盟罷工ナシトノ美事ヲ伝承ス，併セテ貴家ノ職工ニ処スル方法ヲ高教ヲ仰ゲ
 以上から明らかにように，益田が最も問題としていた点は有限責任組織の採用についてであった。欧米の金融資本家たちは，三井が無限責任で事業を営むことにたいして異口同音に驚き，その有限責任への移行をすすめている。注目しなければならないのは，益田自身の有限責任にたいする認識である。益田は，有限責任によって万一の事業破綻による危険が回避できるという株式会社組織の有利性について十分理解していた。実際，1904年芝浦製作所と三井呉服店とを相次いで株式会社へ組織替えていた。この改組は，万一の破綻に備えた対策であった。だが，三井の三大直轄事業については，破綻の恐れは非常に少ないと判断していた。しかも，たとえ株式会社

化したとしても三井の名を冠する限り、無限責任の場合と責任の追求に変わりはないと考えていたのである。現に、呉服店の株式会社としての分離に際して名称を三井から三越に変更している。したがって、益田は有限責任株式会社について事業經營上ならびに事業管理上の利点を求めていたに違いない。益田は、各直轄事業を各々専門の經營者に任せること、事業体制について三井家個人の所有および經營から所有と經營との分離により一定の「公共」化をおこなうこと、税制の方向が個人にたいする重課、法人とくに株式会社にたいする軽課という傾向にあることなど、これらの諸問題を一挙に解決するには株式会社組織が最適であるという認識に到達していた。益田の主観的認識は別にして、独占段階移行の諸徵候にたいする対策を窺うことができる。

三井家直轄事業の有限責任株式会社への改組を前提として、同族会の法人化が単に従来の管理部の継承に限られず、「ホールディング・コンパニー」つまり持株会社として構想されることになった。益田が「小生ノ会見シタル諸名士ノ中ニ在リテモ最モ英敏ノ資ニシテ、一ヲ聞イテ直チニ十ヲ知ル」と評したハンブルグ銀行頭取ウォルブルグは、益田との会見で「既ニ三井家ニ同族会ノ組織アリ、各営業店ヲ管理シツ、アルコトナレバ、此ノ同族会ヲ三井家ノ『ホールディング・コンパニー』トシ、営業ノ目的ヲ財務及投資ニ在リトシテ一般ニ知ラシムレバ世ノ媚嫉ニ罹ルノ恐ナク、又法律ノ制限ニ依リテ計算ヲ世上ニ公ニスルノ義務ナキガ故ニ歐州ニ於ケル『ファイナンシェ』若クハ『ブライヴェート・バンク』タル実質ヲ備へ得テ、如何ニ其ノ業務ヲ拡大スルモ何等ノ差支ヲ見ザルベキナリ」¹⁸⁾と述べたといふ。また益田が「富豪ノ跡ノ見ルベキモノナクシテ、甚ダ失望セザルヲ得ザリシ」と評した米国についても、USスチールコーポレーションを見て、「会社ハ如何ニ多ク成立スルトモ、其ノ多数議決権ヲ一手に収ムルトキハ一會社タルモ同ジ仕組トナルナリ、……此ノ『ホールディング・コンパニー』ノ組織ハ三井家ニ取りテ最モ有益ナル参考トナルベキモノナリ」¹⁹⁾と記している。

こうして欧米視察によって得た知見を基に、帰国後益田は三井家直轄事業の株式会社への改組と同族会の持株会社としての合名会社化とを同時に実行し、三井家事業体制を持株会社を頂点に再構築する案を提出することになった。翌1908年の「欧米視察ニヨリ営業組織ニ關スル卑見」²⁰⁾と題する意見書がこれである。なお、「組織

変更ニ伴フ得失」という別冊が添えられていた。実際に実行された改組案をほぼ提示しているこの案で注目される点は、つぎのことである。それは、株式会社が元来歴史的に備えてきた特徴である有限責任・大衆資金の導入といった性質を欠点として把え、それらを補う対策を考えていることである。株式をすべて持株会社で独占し、専門經營者としての重役にも名義株式を与えるだけで実際の株主とはしないことにしている。そのため株式会社発足時の銀行・物産の定款には、いずれも「株式ハ総テ記名式トス」、「取締役会ノ承諾ナクシテ之ヲ他人ニ譲渡スコトヲ得ス」という株式分散防止の条項が盛り込まれた。このことは、三井が欧米金融資本の合理的制度に学びながら、一方で日本における固有の資本蓄積に対応した機構改革をすすめたことを物語っている。

6. む す び

1909年10月三井銀行・三井物産の両合名会社は各資本金2000万円の株式会社に改組され、その持株会社として三井鉱山合名会社が資本金5000万円の三井合名会社に変更され、鉱山事業はその三井合名の鉱山部となつた。鉱山部もまもなく1911年12月資本金2000万円の株式会社となつた。この一連の改組にあたつて三井家直轄事業の資本金・積立金はすべて三井合名会社へ回収され、改めて三井合名会社を通して巨額の資本金が出資される形となつた。直轄事業(この時から直系となる)の全株式が新財閥本部の三井合名に独占されたことは、従来の場合と変わりなく、ただその直系事業への出資資本額がかつての5倍以上という巨額に変わつた。ここに持株会社三井合名は巨大な資本集中集積機構として、質・量ともにその体制を整え、あらゆる産業分野の支配に本格的に乗り出す、まさに金融独占資本そのものであった。にもかかわらず、三井合名会社が直系事業の全株式を保有し、直系事業の完全支配権を握っていたことは、財閥の独占移行の方式と密接にかかわつてゐた。すなわち、すでに述べたように銀行の金融資本的支配と物産の流通独占的支配との結合によって成立する財閥の独占転化は、以上のような閉鎖的資本集中と強固な統轄機構なしには成り立たなかつたからである。したがつて、私は三井合名会社成立をもつて金融独占資本の一般的性格をみるだけではなく、三井合名会社を頂点とする財閥の蓄積基盤と蓄積方式における固有の構造を含めて日本金融独占資本を考えたいのである。

(横浜国立大学経済学部)

18) 同上 549 ページ。

19) 同上 505~506 ページ。

20) 同上 582~590 ページ。